

じゅうよう てつづ 3 重要な手続き

3-1 し やくしょあんない
【市役所案内】

へいせい ねん がつげんざい
平成30年1月現在

	みなみかん 南館	きたかん 北館	ひがしかん 東館
4階 かい	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務局 ・公平委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課 ・教職員課 ・学校教育課 ・生涯学習課 ・青少年育成課 	
3階 かい	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報国際交流課 ・記者クラブ ・市民参画課 ・環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報政策課 ・防災安全課
2階 かい	<ul style="list-style-type: none"> ・市長室 ・政策推進課 ・文書法制課 ・人事課 ・用地管財課 ・契約検査課 ・財政課 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税課 ・債権管理課 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設総務課 ・道路課 ・公園緑地課 ・都市計画課 ・建築指導課 ・建築課 ・都市整備課 ・住宅課
1階 かい	<ul style="list-style-type: none"> ・保険課 ・社会福祉課 ・地域福祉課 ・生活援護課 ・障害福祉課 ・高齢介護課 ・子育て推進課 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権推進課 ・市民課 ・赤ちゃんの駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道お客様センター ・住宅管理センター ・水道管理課 ・水道業務課 ・水道工務課 ・下水道課
地下1階	<ul style="list-style-type: none"> ・会計課 ・芦屋市公金お支払窓口 ・お困りです課 	<ul style="list-style-type: none"> ・売店 ・食堂 ・警備室 	<ul style="list-style-type: none"> ・北・南館地下連絡通路

市役所のご案内

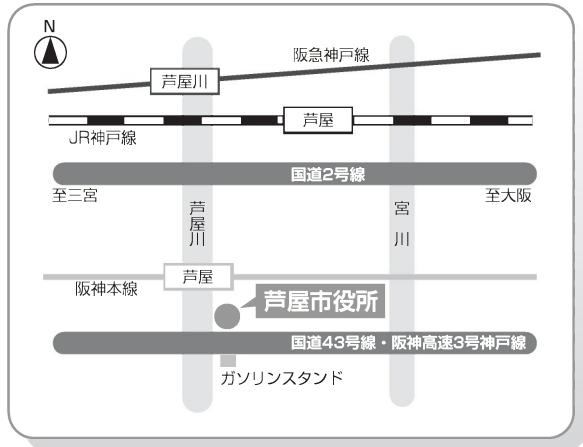
あしやしやくしょ
芦屋市役所

●所在地 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

●電話番号 31-2121 (代表)

●閉庁日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

●執務時間 午前9時～午後5時30分
(昼休み 正午～午後0時45分)



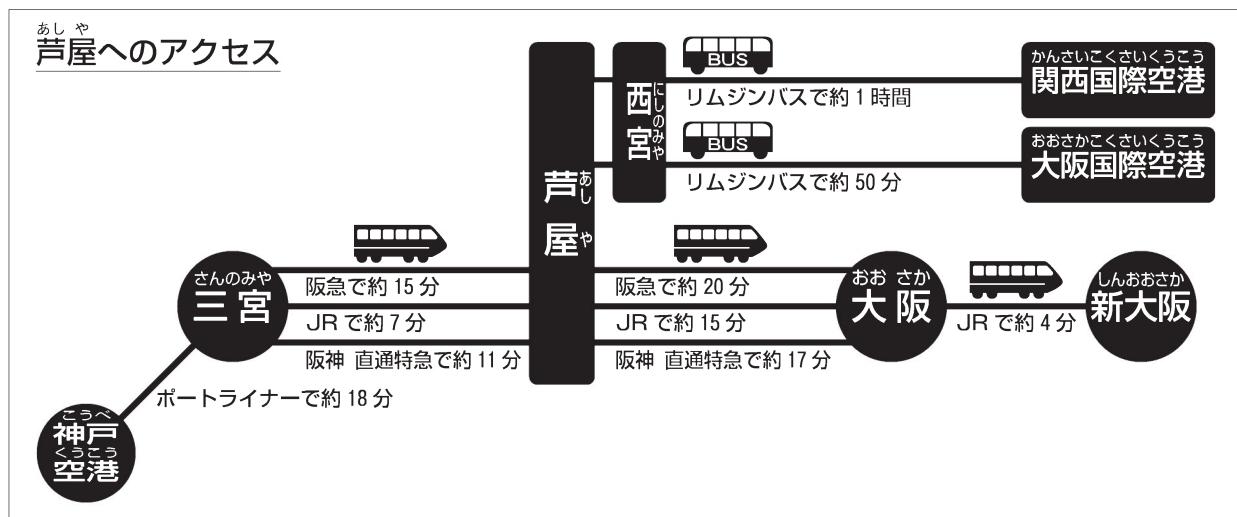
交通アクセス



■阪急芦屋川駅からアクセス
徒歩の場合…芦屋川に沿って南(海)に向かって13分です。
バスを利用する場合…駅の南側にバスのりばがあります。阪神芦屋経由のりば5から発車しているバスに乗り6分、「阪神芦屋」で下車してください。

■JR芦屋駅からアクセス
徒歩の場合…駅の南側におり、線路の南に東西に走る道路を西に芦屋川に出るまで7分です。芦屋川に沿って南(海)に向かって9分です。
バスを利用する場合…駅の北側にバスのりばがあります。「潮芦屋中央行き」または「芦屋浜営業所前行き」のりば3から発車しているバスに乗り7分、「阪神芦屋」で下車してください。

■阪神芦屋駅からアクセス
徒歩の場合…東出口を出て南側、階段を上がり南に向かって1分です。



3-2 【新しい在留管理制度】

問い合わせ：市民課 ☎ 38-2030

3-2-1 外国人住民の住民基本台帳制度

これまで、外国人の住居地登録は外国人登録によって行われてきましたが、2012年（平成24年）7月9日に外国人登録法が廃止及び住民基本台帳法が改正され、日本人と同じように住民基本台帳に記載されるようになりました。これにより、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。

3-2-2 住民票が作成される外国人対象者

1. 中長期在留者（在留カード交付対象者）
2. 特別永住者
3. 一時庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

3-2-3 法律の改正の主なポイント

1. 外国人登録証明書が廃止され、特別永住者のかたには特別永住者証明書、中長期在留者のかたには在留カードが交付されるようになりました。ただし、一定の期間は旧外国人登録証が有効です（カードの更新の手続きは表Aのとおり）。
2. 外国人のかたも住民票を載るようになったため、日本人と外国人で構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写し）の発行が可能となりました。
3. 在留カードをお持ちのかたは、在留資格や在留期間の変更について、従来、入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が、入国管理局のみで済むようになりました。
4. 引越しをされる際には、旧住所地で転出の届出が必要となりました。
5. 「みなし再入国許可」制度が導入されました。有効な旅券及び在留カードもしくは特別永住者証明書をお持ちのかたは、出国する際、1年以内（特別永住者のかたは2年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。

表A 新しいカードの切り替え期間について

中長期在留者			
在留資格	年齢	切り替え期間	手続場所
永住者	16歳以上のかた	2015年（平成27年）7月8日まで	法務省入国管理局 大阪：大阪市住之江区 南港北1-29-53 ☎ 06-4703-2100
	16歳未満のかた	2015年（平成27年）7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	
それ以外の在留資格	16歳以上のかた	在留期間の満了日	神戸支局：神戸市中央区 海岸通り29 ☎ 078-391-6377
	16歳未満のかた	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	

特別永住者		
2012年（平成24年） 7月9日時点の年齢	切り替え期間	手續場所
16歳以上のかた	2015年（平成27年）7月8日または、外国人登録証明書の次回確認（切替）期間に書かれた誕生日のどちらか遅い方の日まで	市役所北館1階 市民課18番窓口
16歳未満のかた	16歳の誕生日まで	☎ 38-2030

3-3 【在留等の手続き】

◆在留期間更新許可・在留資格変更許可・資格外活動許可・在留資格取得許可などに関する手続きは下記へお問い合わせください。
問い合わせ先：外国人在留総合インフォメーションセンター神戸 (大阪入国管理局神戸支局 神戸市中央区海岸通り29) ※平日午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、休日を除く） 全国共通 ☎ 0570-013904 IP電話、PHS、海外からは ☎ 03-5796-7112 ※対応言語…日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語
◆在留資格等に関する詳細は下記ホームページにて多言語でご覧になれます。（13言語対応） 財団法人自治体国際化協会（クレア）多言語生活情報 http://www.clair.or.jp/tagengo/
◆新しい在留制度については下記ホームページにて多言語でご覧になれます。（26言語対応） http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/
◆特別永住者の場合は、市役所市民課18番窓口へお越しください。 ◆父母ともに、またはいずれかが特別永住者の場合は、出生届を提出した後、住んでいる自治体で特別永住許可申請が必要な場合があります。詳しくは市役所市民課（☎ 38-2030）へお問い合わせください。

3-4 【転入・転出】

とあ問い合わせ：市民課 ☎ 38-2030

じゅうみん き ほんだいちょう じゅうみんひょう し みん きよじゅうかんけい あき こくみんけんこう は けん こくみんねんきん
住民基本台帳（住民票）は、市民のかたの居住関係を明らかにして、国民健康保険や国民年金などの各種行政サービスの基礎になるものです。

しゅ種類	き期限	ひつよう必要なもの
てんにゅうとどけ 転入届	すはじひから14日以内 すはじまえてんにゅうとどけ 住み始める前に転入届をすることはできません。	①印鑑（お持ちのかた）②届出人の本人確認資料 ③転出証明書（前住地で発行） ④国民年金手帳（加入者のみ） ⑤介護保険受給資格者証（該当者のみ） ⑥在留カード・特別永住者証明書（転入するかた全員） ⑦世帯主との続柄を証する文書
てんしゅつとどけ 転出届 (市外・国外)	てんしゅつ転出する前 よていき予定が決まったら、すみやかに転出届をしてください。	①印鑑（お持ちのかた）②届出人の本人確認資料 ③国民健康保険証（加入者のみ） ④老人・乳児などの医療証（該当者のみ） ⑤介護保険の保険証（該当者のみ）
てんきょとどけ 転居届（市内）	すはじひから14日以内 すはじまえてんきょとどけ 住み始める前に転居届をすることはできません。	①印鑑（お持ちのかた）②届出人の本人確認資料 ③国民年金手帳（加入者のみ） ④国民健康保険証（加入者のみ） ⑤介護保険の保険証（該当者のみ） ⑥老人・乳児などの医療証（該当者のみ） ⑦在留カード・特別永住者証明書（転居するかた全員） ⑧世帯主との続柄を証する文書

3-5 【戸籍の届出】

とあ問い合わせ：市民課 ☎ 38-2030

にほんこくない きよじゅう がいこくじん にほん こせきはう きてい もと しゅっせい し ぱう さい とどけ ぎ
日本国内に居住する外国人は、日本の戸籍法の規定に基づいて、出生、死亡の際には届出をする義務があり、婚姻、離婚の際には届出することができます。いずれの場合も、住民登録や入国管理局の手続きが必要となります。（婚姻届、離婚届については、国籍により手続きの内容が異なる場合があります。詳しくは市役所市民課へお問い合わせください。）

しゅ種類	き期間	ひつよう必要なもの	ちゅういご注意
しゅっせいとどけ 出生届	う生まれた日を ふく含めて14日以内	①出生届書 ②母子健康手帳	①届は、所在地、出生地のいずれかへ ②届書には医師または助産師の出生証明書が必要
し ぱうとどけ 死亡届	7日以内	①死亡届書 ②国民健康保険証（加入者のみ） ③国民年金手帳（加入者のみ） ④介護保険の保険証（該当者のみ）	①届は、死亡地、届出人の所在地のいずれかへ ②届書には医師の死亡診断書が必要

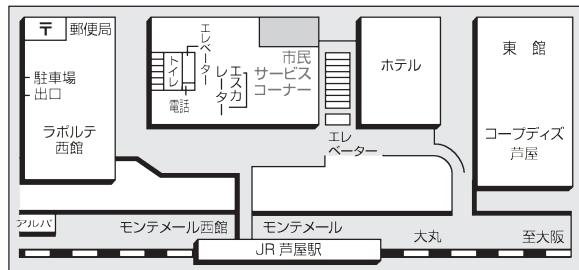
■戸籍に関する届出は、平日の夜間や土・日・祝日等時間外につきましても本庁北館地下1階警備室でお預かりします。届書の内容審査は後日の開庁時に職員が行ない、不備がなければ届けた日が受理日になります。できれば事前に内容確認を受けてください。

■なりすまし等による届出を防止するため、戸籍の届出（婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届）を持参されたかたのご本人確認をさせていただきます。
在留カードや特別永住者証明書、自動車運転免許証、パスポートなど、官公署が発行する顔写真入りの証明書等をご持参ください。証明書などをお持ちでないかたも届出はできますが、後日、届出人あてに届出があったことの連絡を郵便で行ないます。

ラポルテ市民サービスコーナー

名称	ラポルテ市民サービスコーナー
業務時間	平日：午前10時～午後7時 土曜日・日曜日・祝日：午前10時～午後5時
休業日	12月29日から翌年1月3日 ラポルテ本館の休館日 (通常第2・第3木曜日が休館となります)
所在地	〒659-0093 船戸町4番1-308号 JR芦屋駅前ラポルテ本館3階
電話番号	31-3130

ラポルテ市民サービスコーナー案内図
(ラポルテ本館3階)



※ラポルテ市民サービスコーナーの業務内容については、電話でお問い合わせください。

3-6 【国民年金】

問い合わせ：市民課年金係 ☎ 38-2036

国民年金制度は、高齢になったときや病気・けがなどで障害が残った場合に、安心して生活が送れることを目的とした制度です。

3-6-1 加入資格

国内に住所がある20歳から60歳までのすべてのかたで、他の公的年金(厚生年金、共済年金等)に加入していないかたです。

3-6-2 加入期間

国民年金の保険料を納めた期間が25年以上あるかたは、65歳になったときに年金を受け取ることができます。ただし、保険料納付期間が6か月以上あって、年金を受け取ることができない短期在留のかたは、帰国後2年以内に請求すると、脱退一時金が支給されます。

※永住権を持っているかたには、年金を受け取るための資格期間については特別措置があります。
※厚生年金など他の公的年金に加入していたかたは、その期間を国民年金を納めた期間と合算することができます。

3-6-3 保険料

国民年金保険料は毎年改定されますが、平成25年4月現在、月額15,040円です。
付加保険料月額400円を、上乗せして納めると年金額が多くなります。また、保険料が割引される前納制度もあります。

3-6-4 年金支給

65歳から年金が受け取れます。希望すれば60歳から受け取ますが減額されます。
病気やけがで障害が残ったかたや加入者が亡くなった場合にも年金が受けられる場合があります。

3-6-5 芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金
国籍要件や海外在住により、国民年金制度上受給資格期間を満たすことができなかつたため、無年
金者になっている高齢者に支給されます。

- 対象者は、本市に居住する大正15年4月1日以前生まれで次に該当するかたです。
- 昭和57年1月1日現在、外国人登録をしていたかた
 - 昭和57年1月1日以前から、外国人登録をしていたかたで、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた
 - 長期間海外に在住し、昭和36年4月1日以降に帰国され、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた

次のいずれかに該当するかたは除かれます。

- 公的年金等（年額712,000円以上）の受給者
- 芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者
- 生活保護の受給者
- 本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

支給額は月額33,233円（年額398,800円）

3-7 【税金】

税金には、大きく分けて国に収める国税と県や市に収める地方税があります。
市で扱う主な税金は次のものがあります。

3-7-1 個人市民税
日常生活に結びついた市民サービス（福祉、保健、道路管理、ごみの収集等々）を行うための費用を地域住民が負担しあうものです。

- ①個人市民税のかかる人
- ・その年の1月1日現在、市内に住所があり、前年中に一定の所得があった人
 - ・その年の1月1日現在、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人

②申告を必要とする人

課税対象となる人は、前年の所得額を市役所に申告しなければなりません。
ただし、確定申告をする人、前年中に収入がなかった人（証明書が必要な場合は申告する必要があります。）、所得が給与以外になく勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人などは、申告の必要はありません。

③税額

税額は、所得に応じて負担する所得割と、一定以上の所得があれば等しい額を負担する均等割との合計額です。2013年度（平成25年度）は以下のとおりです。

課税所得の段階	税率	率
一 律	市民税… 6 % 県民税… 4 %	

・均等割…市民税均等割が年間3,000円、県民税均等割が年間1,800円になります。

※2014年度（平成26年度）から2023年度（平成35年度）は均等割の額が変更になります。

・均等割…市民税均等割が年間3,500円、県民税均等割が年間2,300円になります。

④市民税の減免

決められた要件を満たすかたは、納期限までに申請することにより減免を受けられる場合があります。詳しい要件等は、お問い合わせください。

3-7-2 固定資産税・都市計画税

問い合わせ：課税課固定資産税係 ☎ 38-2017

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいます。）を所有している人がその固定資産の価値をもとに算定される税額を納める税金です。

都市計画税とは、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に当てる目的税で、固定資産税と同時に納めます。

①固定資産税・都市計画税を納める人

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

②税額の算定

- ・固定資産税額 = 固定資産税課税標準額 × 税率1.4%
- ・都市計画税額 = 都市計画税課税標準額 × 税率0.3%

3-7-3 軽自動車税

問い合わせ：課税課管理係 ☎ 38-2015

その年の4月1日現在、原動機付自転車、二輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車を所有している人が納める税金です。手続きの場所や必要な書類は以下のとおりです。

種類	手続きの場所	電話番号
原動機付自転車（125 c.c. 以下）、小型特殊自動車	市役所課税課税証明窓口	0797-38-2015
125 c.c. を超える二輪のもの	神戸運輸監理部兵庫陸運部 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2	050-5540-2066
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒651-2145 神戸市西区玉津町居住字孫田67-1	078-927-3648

3-7-4 税の納付

問い合わせ：課税課管理係 ☎ 38-2015

市民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税は、納税通知書と納付書を個人宛に送られます。税を納めるときは納付書を持って、銀行や郵便局などの金融機関や市役所課税課でお支払ください。

※2014年度（平成26年度）からコンビニエンスストアでの納付やパソコン・モバイル・ATMからのお支払いが可能になります（一部納付書を除く）。

■口座振替での納付……

口座振替とは、あなたの預貯金口座から自動的に引き落とされて納付する方法です。

口座振替を利用すると、納期ごとに銀行や郵便局などに出かけなくても自動的に口座から振り替えられます。手続きは、市役所課税課や各金融機関に備え付けの《市税口座振替納付依頼書》に必要事項を記入し投函してください。手続きに約1か月かかります。

3-7-5 各種証明書の発行

問い合わせ：課税課管理係 ☎ 38-2015

市県民税・固定資産税や軽自動車税の納税証明を必要とされるかたは、運転免許証や本人確認書類などを持参のうえ申請してください。代理人の場合は委任状が必要です。

■発行手数料……1通300円

3-8 【国民健康保険】

問い合わせ：保険課保険係 ☎ 38-2035

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるようにするために公的医療保険制度があり、国民健康保険とは、病気やけがで医療機関を受診したときに経済的負担を少なくするために、日頃からお金を出し合って医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。

3-8-1 加入できるかた

次の要件に該当するかたは、芦屋市の国民健康保険に加入することになります。

①芦屋市内に住んでいること

②住民登録をしていること

③適格な査証を持ち、3ヶ月を超えて日本国内に滞在する見込みがあること

④職場の公的な医療保険に加入していないこと

⑤後期高齢者医療制度に加入していないこと

⑥生活保護を受けていないこと

3-8-2 国民健康保険証

加入すると、一人に一枚、国民健康保険証が交付されます。

①受診の際に、医療機関の窓口に保険証を提出してください。

②保険証に記載されている名前の人以外は、使用できません。本人以外の人が利用した場合は法律で罰せられます。

③芦屋市から転出したり、他の健康保険に加入了したときは、必ず返却してください。

3-8-3 保険料の納付

国民健康保険に加入している世帯員の人数と前年の所得の額に応じて、毎年計算されます。

納期は、毎年7月から翌年2月までの年8回払いです。市から送る納付書で金融機関や市役所でお支払ください。

なお、支払には口座振替が便利です。手続きは、金融機関や市役所にある申し込み用紙に記入してお申込みください。

※2014年度（平成26年度）からコンビニエンスストアでの納付やパソコン・モバイル・ATMからの支払いが可能になります（一部納付書を除く）。

3-8-4 保険給付

国民健康保険を扱う医療機関で受診する場合、医療費の自己負担額が原則3割（年齢により異なる）で受診できます。

ただし、次のようなものは給付対象になりません。

●健康診断

●人間ドック

●正常分娩

●美容整形

●室料差額

●予防接種

●歯列矯正

●仕事中のけがや病気（労災保険が優先）

●交通事故によるけがや病気（第三者行為による傷病の届出をされている場合は除く）

その他にも、以下のような給付があります。

①高額療養費……医療費の自己負担額が高額になるときは一部払い戻し

②出産育児一時金……保険加入者が出産したときに支給

③葬祭費……ほけんかにゅうしゃしほうもしゅしきゅう
 ④療養費……やむを得ない理由により、ほけんしょうていじじゅしんいりょうひぜんがくしほら
 ⑤海外療養費……かいがいとこうちゅうきゅうびょうなどちりょうもくべきとこうのぞじゅしんいちぶはらもど
 たときや、コルセットなどの補装具を作ったときなどに一部払い戻し。
 ただし、日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付対象外。
 必ず渡航前にお問い合わせください。必要書類をお渡しします。

⑥その他……①～⑤の他にも給付はあります。詳しくはお問い合わせください。
 給付を受けるために必要な書類がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

3-9 【後期高齢者医療制度】

問い合わせ：保険課後期高齢者医療係 ☎ 38-2037

75歳以上（一定の障がいがある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした医療保険制度です。

3-9-1 加入できるかた

次の要件に該当するかたは、芦屋市の後期高齢者医療制度に加入することになります。

①75歳以上のかた、または65歳以上で一定の障がいがあるかた

②芦屋市内に住んでいること

③住民登録をしていること

④適格な査証を持ち、3ヶ月を越えて日本国内に滞在する見込みがあること

⑤生活保護を受けていないこと

3-9-2 保険料の納付

保険料は個人ごとに前年の所得の額に応じて計算されます。

納付は年金からの天引きにより支払う方法（特別徴収）と、納付書により金融機関等で支払う方法（普通徴収）とがあります。また、申請により口座引き落としにより支払う方法が選択できます。

※2014年度（平成26年度）からコンビニエンスストアでの納付が可能になります（一部納付書を除く）。

3-9-3 保険給付

後期高齢者医療を扱う医療機関で受診する場合、医療費の1割か3割を自己負担して受診できます。その自己負担割合の判定は、住民税課税所得をもとに行います。

ただし、次のようなものは給付対象になりません。

●健康診断 ●人間ドック ●美容整形 ●差額ベッド代等 ●予防接種

●歯列矯正 ●仕事中のけがや病気（労災保険が優先）

●交通事故によるけがや病気（第三者行為による傷病の届出をされている場合は除く）

また、入院時には食事代（標準負担額）が必要になります。

その他にも以下のようないわゆる給付があります。

①高額療養費……1ヶ月の医療費の上限が自己負担限度額を超えたときは一部払い戻し

②高額介護合算療養費……高額な自己負担を軽減する仕組みとして、医療保険と介護保険の自己負担

額を合算した年間の合計額が自己負担限度額（年額）を超える場合に支給

③葬祭費……被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方（喪主）に支給

④療養費……やむを得ない理由により、保険証を提示せずに受診し、医療費の全額を支払ったときや、コルセットなどの補装具を作ったときなどに一部払い戻し

⑤海外療養費……海外渡航中の急病等(治療目的での海外渡航や日本国内で保険適用とならないものを除く)で受診したとき一部払い戻し。

⑥その他の①～⑤の他にも給付があります。詳しくはお問い合わせください。
給付を受けるために必要な書類がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

3-10 【介護保険】

問い合わせ：介護保険課認定係 ☎ 38-2024

寝たきりや認知症などによって介護が必要になった場合に、そのかたの心身の状態に応じた保険・医療サービスおよび福祉サービスを総合的に給付する社会保険制度です。

3-10-1 対象者

日本に住んでいる外国人のかたもこの制度に加入しなければいけません。芦屋市内に住所のあるかたで、次のかたが対象です。

- ①65歳以上のかた
- ②40歳～64歳で国民健康保険や職場の公的な医療保険に加入しているかた
- ③適格な査証を持ち、3ヶ月を超えて日本国内に滞在する見込みがあること

3-10-2 介護が必要になったら……

日常生活で、食事・入浴・排泄など身の回りの介護や見守りが必要になったら、要介護認定を申請してください。要介護認定は全国一律の基準で審査・判定し、要支援1・要支援2・要介護1から要介護5までの7つの区分に認定します。

3-10-3 利用できるサービス

在宅で受けられるサービス(居宅サービス)と、施設に入所して受けられるサービス(施設サービス)があります。介護保険で利用できるサービスの上限額(支給限度額)は、要介護度によって異なります。

3-10-4 利用者負担(利用料)

介護保険のサービスを利用した場合、原則として、サービス費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は介護保険から給付します。

介護サービスに係る日常生活費や食費及び居住費(滞在費)は、全額自己負担となります。(低所得者の方には食費や居住費に対して軽減制度があります。)

居宅サービスについては、要介護状態区分に応じて1か月あたりの支給限度額(保険対象費用の上限)が設けられています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分は全額利用者の負担となります。

3-10-5 保険料

65歳以上のかたの保険料は、芦屋市で設定します。2013年(平成25年)4月現在の保険料は5,090円で、年金の年額18万円以上のかたは年金から天引きとなり、その他の方は金融機関等で納付書によりお支払いください。また、保険料は所得段階に応じて設定されます。

40歳以上64歳以下のかたで医療保険に加入しているかたは、加入している医療保険によって保険料の算定方法が異なります。納付方法は、医療保険の保険料と一緒に納めますので、個人での手続きは必要ありません。

問い合わせ：介護保険課保険料係 ☎ 38-2046

3-11 【福祉医療費助成制度】

問い合わせ：地域福祉課福祉医療係 ☎ 38-2076

ふくし いりょうひ じょせいせいど
福祉医療費助成制度とは、各制度の対象者に、健康保険が適用される医療費について、兵庫県と芦屋市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。所得制限額や対象者など詳しい内容については、お問い合わせください。

- 老人医療費助成制度
- 母子家庭等医療費助成制度
- 乳幼児等医療費助成制度
- 障害者医療・高齢障害者医療費助成制度
- こども医療費助成制度

3-12 【健康（妊娠／育児）】

問い合わせ：保健センター ☎ 31-1586

保健センターは、市民の健康を守る拠点として、各種保健サービスを行っています。楽しく充実した生活を送り続けるためには、健康な心と体を保つことが大切です。

3-12-1 成人保健事業（成人の健康づくり）

日程や費用、詳しい内容については、保健センターへお問い合わせください。

①健康手帳の交付

40歳以上の市民の方に、健康保持のためのアドバイスや健康生活へのミニガイドなどが掲載されている健康づくりに役立つ手帳の交付

②健康診査

健康チェック（3時間人間ドック）、胃がん等各種がん検診、骨粗しょう症検診（有料）、
無料歯科健診

③特定健康診査・後期高齢者医療健康診査

生活習慣病の早期発見に重点を置いた健診

④訪問保健指導

40歳以上のかたで、健診結果で問題があったかたや介護予防方法等について保健師が訪問指導

⑤健康教育

健康に関する講義、運動や栄養指導、生活習慣改善のための個別相談

⑥健康相談

医師、歯科医師、保健師、管理栄養士による個別相談等

3-12-2 母子保健事業（妊娠・出産・育児）

医療機関で妊娠と認められたかたに母子健康手帳を交付します。この手帳は、お母さんと子どもさんの健康状態を記録するもので、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種のときに必要となります。

また、母子健康手帳交付時に、妊婦健診費助成券（1回あたり5,000円を上限に最大14回まで）

を配布します。

《乳幼児健診》

4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳のときに保健センターで、10か月健診は実施医療機関で受けられます。

アレルギーが心配なお子さんはアレルギー健診を保健センターで実施しています。

対象者には個別に案内を送付します。

《乳幼児予防接種》

ポリオ、BCGなど定期の予防接種について、市内の予防接種実施医療機関で行っています。接種対象年齢や、回数、実施医療機関など詳しくは保健センターへお問い合わせください。

3-13 【保育所】

問い合わせ：保育課 ☎ 38-2128

子どもの保護者が仕事や病気、病人の看護などを日中常態としているため、その子どもの保育ができない場合、保護者に代わって子どもを預かり保育する児童福祉施設です。

保育の時間については、保護者の仕事の時間や通勤の時間を考えて、話し合いで決めます。

保育料は、前年分の所得税もしくは前年度分の市町村民税の額等によって決まります。

入所手続きなど詳細は、保育課にお問い合わせください。

3-14 【教育（学校／幼稚園）】

問い合わせ：教育委員会管理課 ☎ 38-2085

3-14-1 教育制度

日本の義務教育は、6歳から12歳までの小学校6年間と12歳から15歳までの中学校3年間の9年間となっています。さらに教育を受けたい場合は受験し、高等学校3年間と大学4年間（短期大学は2年間）に進学することができます。どの学校も4月に始まり、3月までを1学年としています。

学校の種類は、国立（現在は、独立行政法人になっています）、公立（県立・市立）、私立があります。

3-14-2 小学校・中学校

市立小・中学校へ通学させたい場合は、教育委員会管理課（市役所北館4階）へお問い合わせください。

住んでいるところによって学校が決められています。学校では日本語で授業が行われます。授業料は不要です。ただし、給食費や学用品費、修学旅行費などが必要です。

3-14-3 幼稚園入園

市立幼稚園（2年保育）には、園区がありません。徒歩で通園が可能な幼稚園であれば、どこの園にでも申し込みができます。通園は原則的に徒歩で保護者が送迎します。

新入園児の募集は、例年10月を行っています。詳しくは各幼稚園で配布する「入園あんない」をご覧ください（ただし、日本語のみ）。

3-14-4 日本語指導員

市内の公立小・中学校に就学している児童・生徒のうち、日本語での学習が困難な場合、学校生活への適応を促進するため、短期間、日本語指導ボランティアを派遣できる場合があります。

※就学先の学校にご相談ください。

3-14-5 保護者負担の軽減

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に、学費の一部を給付または免除する制度があります。

所得基準等により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆私立幼稚園就園奨励費補助金の交付

◆就学奨学費の給付

◆市立幼稚園保育料の免除

◆芦屋市奨学金

◆朝鮮人学校就学補助金

3-14-6 がいこくじんじどうせいと きょういくそうだんとうれんらくさき
外国人児童生徒の教育相談等連絡先

(※出典：子ども多文化共生センター)

相談の種類	相談機関	連絡先・住所	利用時間	その他
教育相談	子ども多文化共生センター	☎0797-35-4537 あしやしにいはまちょう 芦屋市新浜町1-2 (県立国際高等学校内)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	じぎくよやくで 事前予約で ぼごうやくかのう 母語通訳可能
	ひょうごつ子悩み相談センター	☎0120-783-111 かとうしやまぐに 加東市山国2006-107 (県立教育研究所内)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	よやくせい 予約制
	県立特別支援教育センター	☎078-222-3604 こうべしちゅうおうくさかぐちどおり 神戸市中央区坂口通2-1-1 (兵庫県福祉センター3階)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 どようび 土曜日 午前9時～12時	よやくせい 予約制
入学・編入の相談	芦屋市教育委員会管理課	☎0797-38-2085 あしやしせいどうちょう 芦屋市精道町7-6 (芦屋市役所内)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 午前9時～ 午後5時30分	
その他の相談	兵庫県国際交流協会外国人県民インフォメーションセンター	☎078-382-2052 こうべしちゅうおうくひがしかわさきちょう 神戸市中央区東川崎町1-1-3 (神戸クリスタルタワー6階)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	たいおうげんご 対応言語： えいご ちゅうごくご 英語・中国語・ スペイン語・ ポルトガル語